資料３

大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（案）

令和8年　月

大阪府指定出資法人評価等審議会

１　はじめに

府退職者の常勤役員の役員報酬制度については、令和７年１１月に本審議会において、意見書をとりまとめ、役員報酬水準及び役員報酬基準の見直しを行った。

その際、今後の社会経済環境の変化等も踏まえ、より適切な制度となるよう、引き続き見直しを検討していくこと、また、経営評価制度に基づき毎年度法人をチェックしていく中で、法人のミッション等に大きな変化がある場合は、必要な都度、報酬の見直しを行うべきであるとする意見を付したところである。

前回の見直し後も、民間企業では引き続き従業員等の給与等の引き上げが実施されており、このような社会経済環境の変化等に指定出資法人が対応できるよう、今般、役員報酬水準について再点検を実施した。

また、大阪府道路公社について、法人の管理路線数に変更が見込まれることから、役員報酬基準の再点検を実施した。

会議の開催については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第１回（令和８年１０月２６日）
・大阪府指定出資法人の役員報酬水準の再点検について
・大阪府指定出資法人の役員報酬基準の再点検について（大阪府道路公社）

第２回（令和８年１１月５日）
・大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（案）とりまとめについて

２　役員報酬水準について

近年、人材確保等を目的とした大幅な賃上げが社会全体で進んでおり、現在の役員報酬水準では指定出資法人が必要な人材を確保することが困難となるおそれがあるため、令和５年度から令和７年度にかけて、報酬水準の点検を行い、民間給与の上昇率等を基に見直しを行った。

今回の点検にあたり、役員公募の実績等について検証したところ、応募者が府退職者１名にとどまる例なども見られ、広く複数の候補者の中から選考できる状況には至っていない。

役員公募への応募の判断は、業務内容や求められる経験など様々な要素によって左右され、報酬額のみで決まるものではないものの、社会全体で賃金水準の上昇が続く中、指定出資法人の報酬水準がこうした変化に対応しない場合には、必要な人材の確保が困難となるおそれがある。

そのため、引き続き指定出資法人が必要な人材を確保していくためには、報酬水準につい

て、民間給与の上昇率等を基に３％程度の見直しを行い、８００万円～1,１５０万円の範囲とすることには一定の妥当性がある。

また、報酬水準については、今後も社会経済環境の変化等を踏まえ、定期的に点検を行っていくことが必要である。

なお、近年、報酬水準の見直しを継続して実施していることから、今後の見直しにあたっては、社会経済環境に加え、役員公募への応募状況や類似団体の役員報酬額など様々な視点を踏まえながら検討することが望まれる。

３　役員報酬基準について（大阪府道路公社）

大阪府道路公社の役員報酬基準を再点検するにあたっては、次の３つの視点に基づき、役員の職務・職責等を評価することにより、あるべき報酬基準を導き出した。また、代表者と専務・常務クラスとの差については令和７年１１月の点検と同様、報酬基準額の８０％とした。

【評価の視点】

① 役員としての日々の職務内容について

役員としての日常の職務における難易度の高さや法人運営上の管理スパンの広さ、職務を執行する上で求められる専門性の有無といった観点から日々の職務内容における職責を判断。

② 役員としての重要課題、ミッションについて

府の財政再建プログラム（案）、財政構造改革プラン（案）、行財政改革推進プラン（案）、及び大阪府行政経営の取組みにおける法人改革への対応や法人事業を取り巻く外的環境の変化等への対応など、法人運営上の喫緊の重要課題の有無やそのボリューム、難易度の高さといった観点から役員の職責を判断。

③ 役員としての法人運営上の経営判断の自由度、リスクについて

府の施策を補完する役割を担う出資法人の特性から、法人事業等の実施にあたっても府の関与が必要となるため、法人経営を行っていく上での役員の経営判断の自由度や責任についても一定の制限が生じているケースがある。そのため、各法人における法人経営の自由度の高さや役員としての責任・リスクの高さといった観点から役員の職責を判断。

【評価点数】

上記の各視点について、１点から４点の０．５点単位で変動する７段階区分で評価

４　再点検結果等について

今般の再点検の結果を踏まえた、指定出資法人の新報酬基準額については、４ページ以降に記載のとおりである。また、新報酬基準額の適用時期については、令和９年度より適用すべきであると考える。